

## 契約履行中の工事及び工事関連業務委託受注者に限定した 金入り設計図書等の情報の提供に関する取扱いについて

### 1 内容

○契約履行中の工事及び工事関連業務委託（以下※1）受注者に対しては、当該履行中の金入り設計図書について、情報公開請求によらずに、工事打合せ簿（又は業務打合せ簿）による依頼を受けて、監督職員（又は調査職員）が、その依頼目的（以下※2）に応じて必要とする情報を提供することができるものとします。

なお、提供方法は電子メール等による任意の方法とします。

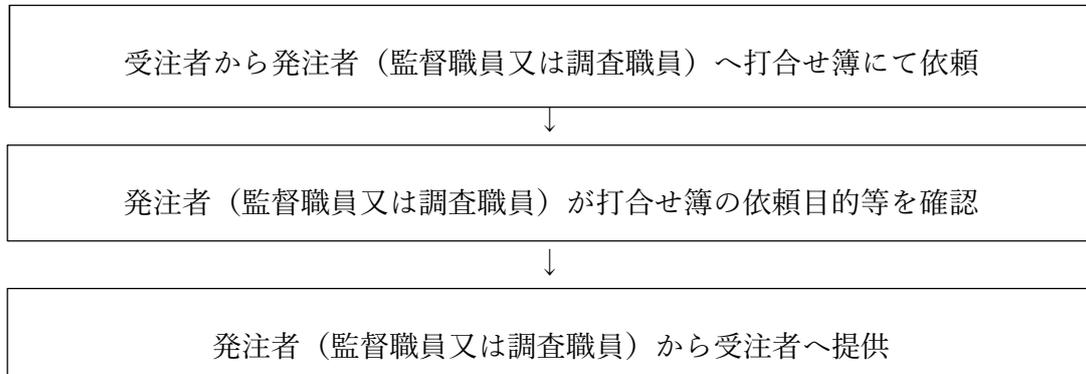
※1 建設工事に係る土木設計、建築設計、調査その他工事に準じた設計積算による委託

※2 依頼目的が以下に該当する場合、提供できるものとします。

- ・下請負契約等の参考にする場合
- ・その他、監督職員（又は調査職員）が受注者との情報共有のため必要と認める場合

○刊行物掲載単価は「閲覧開始した月」から3ヶ月経過後に提供します。

#### 【依頼～提供までの流れ】



### 2 適用

令和8年4月1日以降に新たに契約を締結する工事及び工事関連業務委託業務に適用します。

### 3 その他

上記以外の取扱いは、従来どおり情報公開請求による取扱いとなります。